

**中小企業地域経済振興基本条例検討部会
報告書**

平成22年9月

八尾市産業振興会議
中小企業地域経済振興基本条例検討部会

～はじめに～

八尾市では平成13年4月に制定した「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」に基づき、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」の実現のため、様々な産業施策に取り組まれてきたところである。

しかし、条例制定から約9年が経過し、時代の変化に伴い、産業を取り巻く環境等に変化が生じてきており、また、折しも八尾市は、平成23年度から第5次総合計画がスタートするため、これから取り組んでいく新たな産業政策について条例に位置づける必要性も生じている。

そこで、平成22年度八尾市産業振興会議において、産業振興会議に「中小企業地域経済振興基本条例検討部会」を設置し、現条例の内容について、今後想定される社会経済情勢の変化や国・府等関係機関の動きを見据えた上で、条例の趣旨・内容から施策体系との整合性まで幅広く検討を行ってきたところであり、その検討結果をここに報告するものである。

については、産業振興会議において、この報告書の趣旨を踏まえ、平成22年度八尾市産業振興会議提言書を取りまとめていただき、八尾市長へご提言いただくことを期待するものである。

平成22年9月

八尾市産業振興会議
中小企業地域経済振興基本条例検討部会

目 次

1. 八尾市中小企業地域経済振興基本条例について	1
(1) 八尾市中小企業地域経済振興基本条例制定の経緯	1
(2) 八尾市中小企業地域経済振興基本条例制定の意義・成果	1
2. 八尾市中小企業地域経済振興基本条例制定後の環境の変化について	3
3. 八尾市中小企業地域経済振興基本条例の内容検討について	5
(1) 各条文の検討結果について	5
(2) 新たに設けるべき条文について	9
(3) 前文の制定について	10
4. 条例の発信力強化について	11
5. 総括	12
(参考) 部会における各委員からの意見	13
平成22年度「中小企業地域経済振興基本条例検討部会」委員名簿	15
平成22年度「中小企業地域経済振興基本条例検討部会」審議経過	16

1. 八尾市中小企業地域経済振興基本条例について

「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」の内容について検討するにあたり、条例制定の経緯から、制定の意義、制定後の八尾市の中小企業振興における成果について、その概要をまとめる

(1) 八尾市中小企業地域経済振興基本条例制定の経緯

平成 11 年 3 月市議会において、「政府・大阪府に地域経済振興対策の充実を、八尾市に基本条例制定を求める決議」が全会一致で可決された。一方、国においては平成 11 年 12 月に中小企業基本法が改正され、同法第 6 条において「地方公共団体は、その地域に応じた中小企業振興施策を策定・実施する責務がある」旨の規定がなされた。

このような流れを受け、八尾市が全国でも有数の中小企業集積のまちであることを認識し、八尾市としてこの集積の維持・発展を図り、中小企業の振興と調和のとれた地域社会の発展を図っていくため、八尾市の産業施策提言の場である「八尾市産業振興会議」において中小企業基本条例制定に向けた検討が行われることとなった。

そして平成 13 年 1 月に「中小企業地域経済振興基本条例に関する提言書」がまとめられ、八尾市長へ提言。同年 3 月市議会に条例案が上程・可決され、平成 13 年 4 月より施行されるに至ったものである。

(2) 八尾市中小企業地域経済振興基本条例制定の意義・成果

本条例が制定されたことにより、行政、市民、事業者それぞれの役割・責務が明確化され、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目指し、市全体として一体的に取り組む方針が示されることとなった。

また、本条例は、中小企業振興についての基本的事項を定めた理念型条例でありながらも、第 4 条の基本的施策と、市のまちづくりや行政活動の最上位の方針である総合計画の施策体系と整合性を図ることで、市の産業政策の大きな方向性を示すものとなっている。

加えて、その施策体系に基づき産業振興会議から施策提言がなされることにより、提言に基づいた様々な産業振興施策が実現されるという流れが確立した。

その結果、条例制定後、次頁にある様々な施策が展開され、八尾市の中小企業振興が大きく前進することとなった。

【条例制定後、実現された主な産業振興施策】

- ・ 八尾市中小企業サポートセンター事業(14 年度～)
- ・ 八尾ものづくり受注相談会開催(14 年度～21 年度)
- ・ ビジネスマッチング博開催(14 年度～)
- ・ 商業ネットワーク化支援事業(八尾あきんど On-Do ネット)(14 年度～)
- ・ ものづくりのまち八尾ブランド化推進事業(16 年度～)
- ・ アントレプレナーシップ教育事業、地域再生計画
「ものづくりのまち八尾 担い手育成計画」(16 年度～18 年度)
- ・ 異業種交流グループ等の研究開発への助成制度(16 年度～)
- ・ 八尾市中小企業サポートセンター機能拡充・移設(18 年度)
- ・ 八尾市ワークサポートセンター事業(19 年度～)
- ・ 八尾市ものづくり集積促進奨励金制度(19 年度～)
- ・ 八尾市中小企業地域経済振興功績者顕彰制度(19 年度～)
- ・ 産業政策アドバイザーの設置(20 年度～)
- ・ 大お逮夜市の実施(20 年度)
- ・ 名物アイデアコンテストの実施(20 年度)
- ・ ものづくり人材育成事業(20 年度～)
- ・ 地域資源活用モデル商品開発事業(21 年度～)
- ・ 地域商業活性化アドバイザーの設置(21 年度～)
- ・ 公募提案型地域商業活性化事業(21 年度～)
- ・ 地域商品券の発行(21 年度)

2. 条例制定後の環境の変化について

先述のとおり、平成13年4月に「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」が施行された後、八尾市の中小企業振興は大きく前進することとなったが、現在に至るまでの約9年間の間に、八尾市における中小企業や産業集積を取り巻く環境は以下のように大きく変化した。

(1) 経済環境の変化

まずIT技術の進展により、IT化は一層進み、新たなビジネスモデルや情報通信機器が次々と出現した。その結果、取引形態や生活者の買物行動の変化が生じ、中小企業にも影響が及んだ。さらに、経済のグローバル化により、新興諸国等との国際競争は激化し、製品のさらなるコストダウン要請や生産拠点の海外移転による産業の空洞化等、様々な課題が生じてきている。加えて世界同時不況による影響が依然として残っており、中小企業はこのような様々な経済環境の変化への対応に直面している。

(2) CSR（企業の社会的責任）の重要性の高まり

企業は規模を問わず、社会を構成する一企業市民としての義務を一層求められるようになった。その企業で働く人への配慮だけに止まらず、社会全体に対しての配慮が必要となった。とりわけ地球環境問題への対応は、温暖化や廃棄物処理の問題などが深刻化するにつれ重要性を増してきた。

(3) 後継者の育成の必要性

団塊の世代が定年を迎える時代に突入すると同時に景気の低迷や後継者の不足などで廃業に追い込まれる中小企業が八尾市内でも目立つようになった。

技術やノウハウの伝承、産業集積の維持にも後継者を育成することが重要性を増すようになった。

(4) 産業政策だけに止まらない問題の発生

また、工場が集積していた地域に住宅が建築され、商店街に空き店舗ができるなど「集積」の維持が困難な状況が市内においても散見されるようになった。このような問題に対応するためには、まちづくりを含めた都市政策と産業政策との融合が必要であり、産業政策だけでは解決できない課題である。このようなことを例として、産業政策と他分野における政策とを融合し、総合的な政策

の実施が必要な時期が到来したと言える。

以上は八尾市の中小企業や産業集積を取り巻く環境の変化の代表的なものである。中小企業がこのような課題に取り組むためには、企業単独では困難であり、中小企業同士あるいは市民との連携も欠かせないものとなってきている。とりわけ市民活動は市内においても一層活発化しており、中小企業と市民との協働は今後の八尾市のまちづくりにおいて大きな意義があると言える。

さらに、産業集積の維持発展のためには、先述したように産業政策に止まらず都市政策、教育政策など他分野との政策融合により、総合的なまちづくりを進める必要がある。

これらの状況は条例施行後に顕著となったものであり、現行の条例では対応が困難な部分があると言える。

3. 現条例の内容検討について

前述の条例制定後の中小企業や産業集積を取り巻く変化により、今後の産業政策の方向性について改めて見直しを行う必要性が生じている。

そこで、本部会では現在の八尾市中小企業地域経済振興基本条例について、内容の改正も視野に各条文について検討を行った。その検討の結果は以下のとおりである。

(1) 各条文の検討結果について

第1条：目的

【現行条例】

この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

市内中小企業は雇用を創出し、市民生活の基盤を支え、まちの賑わいを生み出す存在である。しかし一方で、住工混在問題、地球環境問題への対応、次世代の担い手育成や買物難民問題など中小企業と市民生活を取り巻く様々な課題が表出してきた。

これら課題を解決し、市内事業所で働く人たちが生きがいと働きがいを持ち、中小企業のまちとして八尾市が更なる発展を続けるには、市民と事業者がそれぞれの立場・役割について相互理解を深めることが極めて重要である。

よって、八尾市における中小企業振興の基本的な考え方を示す本条にも上記趣旨を新たに盛り込むべきである。

第2条：定義

【現行条例】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。

(2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(3) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であって中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

本条で定められている中小企業者等の定義については、中小企業基本法等、国の法律に則ったものであり、改正の必要はない。

第3条：基本方針

【現行条例】

中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

引き続き「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標に中小企業振興に取り組むべきであり、改正の必要はない。

第4条：基本的施策

【現行条例】

中小企業振興は、市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構ずべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 産業集積の高度化を推進するための施策
- (3) 産業集積のネットワークを強化するための施策
- (4) 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

【条文に対する意見、改正の方向性等】

本条にある基本的施策は、第4次総合計画の施策体系と整合性を図ることで、その実行性を担保してきたが、平成23年度より第5次総合計画の計画期間が新たに開始される。

そこで、第5次総合計画と本条例の整合性について意識しつつ、現条例制定以後の経済情勢の変化および今後想定される社会経済情勢の変化等を踏まえた上で、(1)～(4)の各条項について、以下のとおり見直しを行った。

(1) 産業集積の基盤を強化するための施策について

集積を維持するための基盤を構築することは引き続き重要であり、改正の必要はない。しかし一方で住工混在問題や商店街の空き店舗問題など、集積維持の根幹に関わる問題が表出しており、これらへの対応により重きをおいて今後取り組みを進める必要がある。

(2) 産業集積の高度化を推進するための施策について

本項の総合計画における対応箇所は、経営力や技術力の強化など個々の事業者の高度化推進に係る箇所であり、「産業集積」という表現が文言として相応しいかどうか再検討する必要がある。また現在は、地球環境への配慮が個々の事業者にも強く求められており、高度化促進にあたって環境に対する配慮が必要である旨を意識する必要がある。

なお、本条項には企業の人材育成についても解釈の中で包含されていたが、昨今その重要性が増していることに加え、今後は次世代の人材育成も合わせて進める必要性が高まっていることから、取り組む姿勢を明確にするため、これら人材育成に係る内容については新たに条項を設けるべきである。

(3) 産業集積のネットワークを強化するための施策について

本項における「ネットワーク」という文言は、「異なる主体間の連携」、「Web上のネットワーク」の2つの意味に解釈が可能である。後者の活用を含む産業情報の発信は、八尾の産業のブランド化推進を含め、重要性を増してきており、新たな条項として設けるべきである。よって本項は前者の趣旨について定める条項とするべきだが、前述の解釈の混同を避けるため「ネットワーク」という文言を避け、より分かりやすい表現を検討すべきである。

(4) 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策について

産業の発展には市民・事業者が共存するまちづくりは不可欠であり、改正する必要はない。市民、事業者がそれぞれの立場・役割について相互理解を深めることができるよう、商業まちづくりの推進をはじめ、事業者による地域貢献

活動等を促進する必要がある。

【新たに設けるべき項目について】

前述のとおり、人材育成、情報発信・ブランド化について新たに項目を設けることが望ましい。

また、産業集積の維持・発展には、既存の事業活動の支援に加え、新規創業や新産業分野への進出等、新たな事業活動の創出を促進する必要がある、その内容について新たに別途設ける必要がある。

第5条：市の責務

【現行条例】

市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による施策の推進並びに必要な応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

第4条の基本的施策の実現にあたっては、既に本条項に規定されている市民等の理解・協力や国等との連携に加え、市が施策を実施するための財政上の措置を行うことが重要であり、その旨を新たに本条項に盛り込むべきである。また、工場や商業施設の立地誘導や子ども達への教育など、今後発生しうる課題には産業分野単独での解決が困難なものが多く、行政内部の異なる部署間の連携を進める必要がある。

第6条：中小企業者等の努力

【現行条例】

中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の実施等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

中小企業者は雇用を通じて従業員の生活を守ると同時に、雇用環境を充実し、従業員が生きがいや働きがいを感じることができる職場づくりに努める必要が

ある。また、中小企業者も地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域貢献活動等に積極的に協力し、地域との信頼関係構築に努める必要があり、その旨を追記すべきである。

第7条：市民の理解と協力

【現行条例】

市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

市民の理解と協力は本市の産業集積の維持・発展に不可欠であり、市民は産業がまちづくりの中で果たしている役割を認識し、事業者、行政と相互理解のもとまちづくりを進めていく必要がある。これは本条例の理念でもあり、第1条など条例上の関連する箇所の記載内容を勘案し、必要に応じ、追記等行う必要がある。

第8条：大企業者等の努力

【現行条例】

大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

大企業も地域社会を構成する一員として、現条例にある地域経済の振興に努めることに加え、例えば大型店が地域事業者との協働により地域貢献に取り組むなど、地域貢献活動等に積極的に協力するべきであり、その旨を追記すべきである。

第9条：委任

【現行条例】

この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【条文に対する意見、改正の方向性等】

特になし。

(2) 新たに設けるべき条文について

八尾市産業振興会議は設置以降、様々な施策提言を行い、現条例制定以後の本市産業振興の推進に多大なる成果をもたらしてきたところである。その実績を踏まえ、また、産業振興会議から出された施策提言の実現をより強力に進めるため、産業振興会議の設置につき条例上定めるべきである。

(3) 前文の制定について

現条例では条例制定の趣旨・目的は第1条に記される形となっているが、条文という性格上、簡潔に記載されているのみとなっている。しかし、本条例は行政のみならず、中小企業者、大企業者、市民といった産業を軸としたまちづくりを担う全ての者が理解し、共有するべきものであり、制定の趣旨や根底にある理念等について、より明確にしておく必要がある。ついては、なぜ中小企業の振興が必要なのか、中小企業振興によるまちづくりを進めるための根底となる考え方等について、条例の冒頭に前文を設け、明確に記載すべきである。

4. 条例の発信力強化について

全国的に見ても先駆的な条例として、「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」は他の自治体からも注目されてきた。しかしながら、八尾市内における知名度は必ずしも高くはない。

八尾市内の産業集積を維持発展させていくためには、行政や事業者だけで取り組むのではなく、市民の理解や協力が必須であり、今後はよりその重要性が増してくると考えられる。そのためにも、本条例の発信力を更に強化し、条例の内容やその理念について広く周知を図る必要がある。

(1) 条例の知名度の向上

まずは、条例自体の存在とその内容を知ってもらう必要がある。そのためには、行政が保有する情報媒体の活用や、FMちゃおなど地域の情報インフラの協力、その他様々な手法を用い、本条例について市民・事業者に対し、広く周知することが必要である。

さらに、八尾市の中小企業集積の将来的な維持・発展を考えると、小学校や中学校へ出前授業を行うなど、次代を担う子どもたちに周知を図ることが特に重要である。

(2) 条例の理解を促す

条例の本文は、「条例」というものの形式上のルールからも、一般的な読み物として親しみを持てるような表記にはなっていない。しかし、条例の理念を実現するためには、その存在を周知するだけでなく、その内容や理念にまで踏み込んだ理解を得る必要がある。

そこで、条例をより分かりやすく親しみを持って読んでもらえるものとするため、「読み物」として本文以外で条例の趣旨等を表現した冊子やリーフレット等の作成・配布や、それらを活用したセミナーの開催等が望まれる。例えば、条例の内容を漫画にし、八尾市が持つ情報媒体への掲載や冊子として発信するといった試みも有意義である。なお、漫画の作成は市内の生徒や学生を対象としたコンテストを開催し募るなど、市民も参加できるような形式が考えられる。

また、より理解を高めるためには、単に一方的にメッセージを送るだけでなく、相互に対話できるような形態、さらには市民や中小企業者が参画できる形態が望まれ、これらを可能とする様々な手法について検討を行う必要がある。

5. 総括

八尾市の現在の第4次総合計画の計画期間は平成22年度までとなっており、平成23年度から平成32年度までの向こう10年間を計画期間とする第5次総合計画が現在策定中である。今回付託を受けた条例の内容検討の際には、今後も理念型条例の形態を保ちながら、中小企業を取り巻く環境の変化も踏まえつつ、様々な角度から検討を行ってきた。

結果として、条例の基本的施策と次期総合計画との整合性を図り、時代に即応したものとするため、改正が必要である旨議論集約されたところであるが、その中で、産業施策を提言する場としての会議(産業振興会議)を条例上位位置づけ、その重要性をより高めるべきだと考えた。このことにより、条例とリンクした総合計画の施策体系に基づき、産業振興会議から施策提言を得ることにより、事業展開をはかるといった流れがより強固なものとなることを期待する。

なお、条例は制定(改正)して終わりではない。制定した後、その理念を確実に実現していくことが更に重要である。そのためには、前述の情報発信力の強化に努め、市民、事業者、行政がまちづくりにおける中小企業振興の重要性につき、共通の認識を持ち、それぞれの立場について相互理解のもと、取組みを進める必要がある。

今後、産業振興会議においては、条例の理念が実現されているかについて、具体的に検証し、より効果的な産業施策の提言や、その施策の成果の検証等と合わせて実施していく必要があり、その役割を果たしていくことを期待する。

（参考）条例検討部会における各委員からの意見

条例検討部会では、「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」について、条例改正の必要性から条例の理念、個々の条文の内容等について様々な角度から検討を行ってきたところであるが、その中で、各委員より出された様々な意見・提案につき、主なものを以下に記載する。条例改正および、今後の産業振興施策の検討にあたり参考とされることを期待する。

【条例改正の必要性等について】

- ・本条例は理念型の条例であり安易に改正するべきではない。社会経済環境の変化による新たな課題への対応については、総合計画や産業振興会議による施策提言によって対応できるのではないか。
- ・現条例は、今後の産業振興をどうするかという視点で検討されたが、今は市民目線でこの条例をどのようなものにしていくのがいいのか、条例の目的の見直しも含めて検討する必要がある
- ・現条例の良い部分は残しつつ、不足しているものを追記する等、より良いものにするため改正する必要がある。

【条例の理念等、全体に関する内容について】

- ・地域を足元から支えている中小企業を支援することで地域力が高まる。
- ・条例の理念は達成すべきものであり、掲げるだけのものであってはならない。
- ・八尾に住みたい、八尾で事業を続けていきたいと思えるようなまちを目指す必要がある。

【人材育成について】

- ・未来を担う子ども達をもっと八尾のまちや産業について学ぶことができる機会を設け、八尾の中小企業の魅力、八尾で働くことの価値等について教える必要がある。
- ・次期経営者をよきリーダーに育てていく仕組みを作る必要がある。
- ・ものづくりは人づくりであり、人づくりはまちづくりである。ものづくりに携わることを通じて人が学び・成長し、そして成長した意識の高い人たちが増えることで、まちも活性化する。

【住工混在問題、買物難民問題について】

- ・事業者、市民の共通理解のもと、住工共存のまちの実現を目指す必要がある。
- ・地域商業が衰退し、高齢者や障がい者の近隣の買物の場がなくなり、買物難民問題が起こりつつある。この問題解決のため、今後は商業施設の立地誘導方策を検討する必要がある。

【連携について】

- ・事業者間の連携は、ただ仕事を分け合うためだけの連携ではいけない。中小企業に

は新たな産業を生み出す潜在能力があり、そのために連携を行うべきである。

- ・今まで個々の点でしかなかったものが、つながりを築き、線となり面となることで新たなものの創出につながる。
- ・商工業のみでなく、農業など他の産業との連携も重要である。

【市の責務について】

- ・企業が地域に果たす役割を自覚する「自覚的中小企業」の育成に努める必要がある。
- ・様々な課題に対応するためには、行政各部署が分野横断的に連携を進めることが重要である。
- ・本条例の理念について、行政内部でも周知を徹底する必要がある。

【中小企業者等の努力について】

- ・事業者は従業員が働きがい、生きがいを感じることができるよう職場作りに努める必要がある。
- ・事業者も地域の一員であることを自覚し、地域とのつながりを大切にし、地域活動に積極的に参加・協力する等、その責務を果たさなければならない。
- ・地域の生活環境等への配慮のみでなく、地球環境全体を配慮した事業活動が求められる

【市民の理解と協力について】

- ・中小企業、大企業、市民、行政がそれぞれの立場について理解し、信頼を構築する必要がある。
- ・八尾には様々な資源があるが、市民一人一人も大切な資源である。
- ・市民との協働が重要。市民や地域とのつながりの中で解決が可能となる課題もある。
- ・NPO法人など市民活動団体が、行政と市民・地域の間立つ中間組織として、様々な活動をしており、これらの協力を得ることも重要である。
- ・多くの市民にもっと八尾のことを好きになって欲しい。そうすることで解決できる問題もあるはずである。

【情報発信・ブランド構築について】

- ・市に関する情報がそれを必要としている人に伝わっていないことが多いように感じる。本条例も含め、市民・事業者等、関連する人たちへきちんと情報を届けることが重要である。
- ・FMちゃお等、様々な情報媒体を活用し周知する必要がある。
- ・やみくもに「ブランド」と言ってもいけない。ブランドとして何をどのように打ち出していくのか。その戦略について考える必要がある。
- ・受け取った側の最終的な評価がブランドとなる。八尾全体として質を高めることが、結果としてブランド構築につながる。
- ・人、商品、技術力などの集合体が八尾全体のブランド価値を高めることになる。

平成22年度 「八尾市産業振興会議

中小企業地域経済振興基本条例検討部会」委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
鶴坂 貴恵	プール学院大学短期大学部秘書科教授	部会長
文能 照之	近畿大学経営学部教授	
石部 敏雄	公募委員	
川江 正美	公募委員	
周防 賢一	公募委員	
寺西 幸雄	安中市場商業協同組合理事長	
浜田 典弥	公募委員	
藤原 義春	株式会社藤原電子工業代表取締役	
林 信彦	八尾市商業協同組合理事長	
山崎 きみゑ	八尾市消費問題研究会副会長	
横山 雄一	公募委員	

平成22年度「八尾市産業振興会議

中小企業地域経済振興基本条例検討部会」審議経過

八尾市産業振興会議 第1回中小企業地域経済振興基本条例検討部会

日 時：平成22年6月17日（火） 19：00～21：00

場 所：八尾市役所本館7階 701会議室

議 事：（1）委嘱状交付

（2）今年度の活動について

- ・産業振興会議と部会の連携イメージについて
- ・部会の検討イメージについて
- ・スケジュール

（3）八尾市中小企業地域経済振興基本条例について

- ・基本条例について
- ・第5次総合計画について

（4）その他

八尾市産業振興会議 第2回中小企業地域経済振興基本条例検討部会

日 時：平成22年7月6日（火） 19：00～21：00

場 所：八尾市役所本館7階 701会議室

議 事：（1）八尾市中小企業地域経済振興基本条例の検討について

- ・事前レポートの発表
- ・意見交換

（2）その他

八尾市産業振興会議 第3回中小企業地域経済振興基本条例検討部会

日 時：平成22年7月20日（火） 19：00～21：00

場 所：八尾市役所本館7階 701会議室

議 事：（1）第2回条例検討部会での論点整理・意見交換

①部会におけるこれまでの検討内容の確認

②意見交換

（2）その他

八尾市産業振興会議 第3回中小企業地域経済振興基本条例検討部会(オフ会)

日 時：平成22年8月10日(火) 19:00～21:30

場 所：八尾市役所本館7階 701会議室

- 議 事：(1) 八尾市中小企業地域経済振興基本条例の検討について
- ・ 第3回条例検討部会までの論点整理と意見交換
 - ①第3条及び第4条について
 - ②第5条以降について
- (2) 条例の発信力強化について
- (3) その他

八尾市産業振興会議 第4回中小企業地域経済振興基本条例検討部会

日 時：平成22年8月31日(火) 19:00～21:00

場 所：八尾市役所本館7階 701会議室

- 議 事：(1) 条例検討部会報告書(案)について
- (2) その他